

第1章 支援の流れ

犯罪等により被害を受けた方、その家族、遺族（犯罪被害者等）は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。

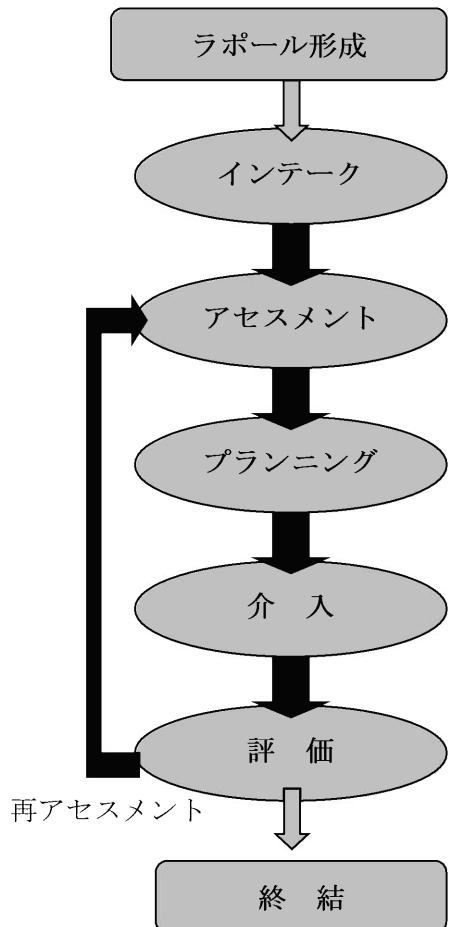
しかし、一方で、被害に遭うまでは、家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた方です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

人を支援することは、機械的に行えばよいというものではありませんが、次のような

「手順」を踏まえながら支援を行うと、相談者にとっても支援担当者にとってもより良い支援になることが知られています。

ここでは、「手順」をもとにそれぞれの段階において行うことを説明します。



【支援のプロセス】

- ※
(1) ラポール形成：信頼関係を築く
(2) インテーク：被害者の状況を把握する
(3) アセスメント：被害者の状況を明確化する
(4) プランニング：支援計画を立てる
(5) 介 入：支援を実践する
(6) 評 價：支援を振り返る
(7) 終 結

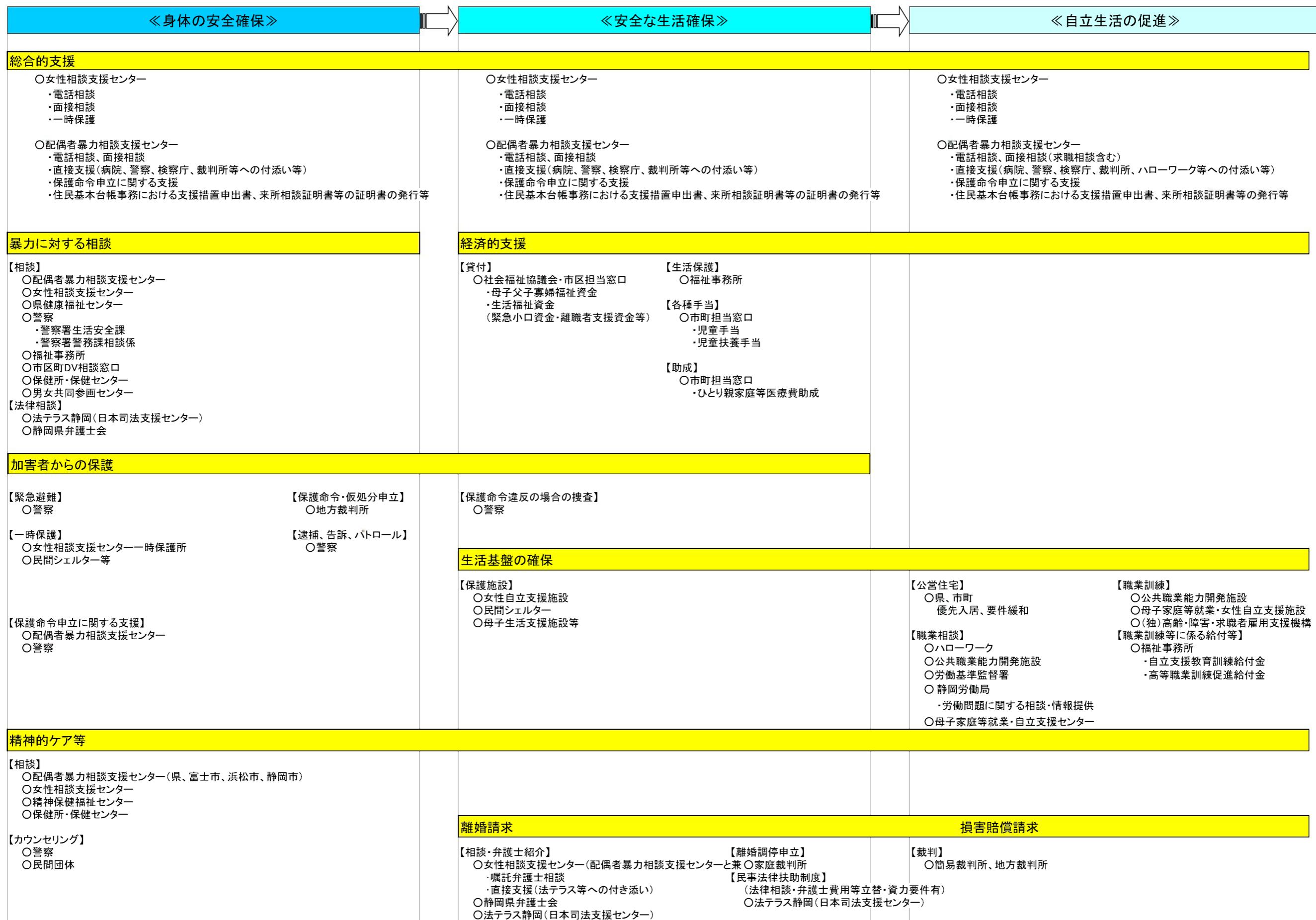
※ラポール：相談者と相談を受ける者の間に、相互に信頼し合い、安心して自由にふるまつたり感情の交流を行ったりできる関係が成立している状態。

チェック
Chek!!

～ 犯罪被害者等支援条例・見舞金制度について ～

静岡県内すべての市町には、犯罪被害者支援に関する「総合的対応窓口」が設置されています。また、条例は全ての市町で制定されています。全ての市町には「見舞金」が支給される制度もあります。見舞金制度の有無も合わせ、各市町の「総合的対応窓口」へお問合せください。（各市町総合的対応窓口：116 ページ）

4 DV被害を受けた場合



◎ それぞれの支援には一定の条件があります。適用等については確認が必要です。お問い合わせください。
おもに県など公的機関において実施しているものです。

5 児童虐待を受けた場合

